

男鹿市告示第49号

出会いを応援！デジタルマッチング促進事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

男鹿市長 菅原 広二

出会いを応援！デジタルマッチング促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚を希望する男鹿市在住独身者の出会いを促進し、少子化・人口減少の抑制及び地域の活性化を目的として、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号のインターネット異性紹介事業その他の異性交際希望者の求めに応じて行われるインターネットマッチングサービス（以下「サービス」という。）の利用に係る経済的負担を軽減するため、出会いを応援！デジタルマッチング促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、申請日において次の各号のいずれにも該当する18歳以上39歳以下の結婚を希望する独身である者（高校生を除く。）とする。

- (1) 男鹿市の指定するサービスを利用していること。
- (2) 市内に住所を有し、現に居住していること。

(3) 市税に滞納がないこと。

(4) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

(対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、令和7年4月1日以降のサービスの利用に係る利用料金(以下「利用料金」という。)とする。ただし、過去にこの告示に基づく助成を受けている場合にあっては、当該助成に係るサービス料金を除くものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する対象経費に2分の1を乗じた額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、上限を当該年度につき3万円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、出会いを応援!デジタルマッチング促進事業助成金交付申請フォームにて申請を行うか、出会いを応援!デジタルマッチング促進事業助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、サービス期間終了後30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) サービスを利用していることを証するもの

(3) サービスの利用に係る利用料金の額を証するもの

(4) 運転免許証、個人番号カードその他本人であることを確認できる書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査して、助成金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金交付の適否を決定したときは、出会いを応援!デジタルマッチング促進事業

助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、速やかに出会いを応援！デジタルマッチング促進事業助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定による請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めた場合は、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の取消しを決定したときは、出会いを応援！デジタルマッチング促進事業助成金交付決定取消（返還）通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。